（別紙）全国通訳案内士の登録　根拠法令

【通訳案内士法】
（資格）
第三条　全国通訳案内士試験に合格した者は、全国通訳案内士となる資格を有する。

（欠格事由）
第四条　次の各号のいずれかに該当する者は、全国通訳案内士となる資格を有しない。
一　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの
二　第二十五条（第五十七条において準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

（登録）
第十八条　全国通訳案内士となる資格を有する者が全国通訳案内士となるには、全国通訳案内士登録簿に、氏名、生年月日、住所その他国土交通省令で定める事項の登録を受けなければならない。

（登録の申請）
第二十条　第十八条の登録を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、登録申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
２　前項の登録申請書には、全国通訳案内士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

（登録の拒否）
第二十一条　都道府県知事は、前条第一項の規定による登録の申請をした者（以下「申請者」という。）が全国通訳案内士となる資格を有せず、又は心身の障害により全国通訳案内士の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものに該当すると認めたときは、その登録を拒否しなければならない。
２　都道府県知事は、申請者が前項に規定する国土交通省令で定める者に該当することを理由にその登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、当該都道府県知事の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

（全国通訳案内士登録証）
第二十二条　都道府県知事は、全国通訳案内士の登録をしたときは、申請者に第十八条に規定する事項を記載した全国通訳案内士登録証（以下「登録証」という。）を交付する。

（別紙）全国通訳案内士の登録　根拠法令

【通訳案内士法施行規則】
（法第二十一条第一項の国土交通省令で定める者）
第十七条　法第二十一条第一項の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により通訳案内の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（現に受けている治療等により今後障害の程度が軽減すると見込まれる者を除く。）とする。